

審　查　基　準

令和2年3月9日作成

法　令　名：道路交通法施行規則
根　拠　条　項：第30条の13第1項
処　分　の　概　要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法　令　の　定　め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審　查　基　準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている处分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標準処理期間：岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター　即日 警察署及び警部交番　　概ね2週間
申　請　先：各運転者講習センター、各警察署及び金山、岩村、神岡警部交番
問い合わせ先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 各警察署 各警部交番
備　考：